

フォローアップ対象病院（回答項目）

- 1 調査の問11「労働基準監督署から宿日直許可を受けていますか。」の問いに、
②③を選択し、問11-2で①～④ 宿日直許可を申請したが、許可されなかった、
宿日直許可を申請していない（許可を受けていない）
のいずれかを回答した病院
 - 2 調査の問7「直近1年間の時間外労働時間数が960時間以上の医師が1人以上いますか。」の問いに、
①いる
と回答した病院
 - 3 調査の問7「直近1年間の時間外労働時間数が960時間以上の医師が1人以上いますか。」の問いに、
③わからない
と回答した病院
及び、問6「客観的な労働時間管理方法の導入状況について」の問いに、
②現在は導入していないが、導入を予定又は検討している
③導入しておらず、検討もしていない
のいずれかを回答した病院
 - 4 調査の問9「36協定を締結し労働基準監督署へ届け出ていますか。」の問いに、
②届けているが、医師について分けて記載していない
③届けているが、医師については対象としていない
④36協定を締結しておらず、届け出てもいない
のいずれかを 回答した病院
- 調査の問10「医師に関する36協定は、時間外・休日労働時間数の実績を踏まえたものとなっていますか。」の問いに、
②実績を踏まえて労使協議を行ったが、実績を反映できなかった
③実績は踏まえず、毎年同じ時間数で締結している
④実績を把握していない
のいずれかを 回答した病院
- 5 調査の問13「長時間労働者である医師・医師による面接指導を実施していますか。」
問いに、
④実施しておらず、検討もしていない
と回答した病院

6 主な助言内容等

上記フォローアップ対象病院に対しては、確認を実施したアドバイザーが下記の趣旨から、必要な助言等を行います。

- ① 宿日直許を得ていない場合は、宿日直は時間外・休日労働として取り扱われるため、労働時間管理に注意が必要であること。
 - ② 労働関係法の改正により、医師には労働関係法の改正により、医師には2024（令和6）年4月から時間外労働時間の上限規制が適用され、原則、年間の時間外・休日労働時間数は960時間以下とする必要があること。
 - ③ 労働関係法の改正により、医師についても勤務時間の客観的な方法による管理が義務となったことから、現状の時間管理方法をヒアリングし、必要な助言を実施することで対応を促すこと。
 - ④ わずかでも医師に時間外・休日労働を行わせる場合には36協定の締結が必要であることから、今後の36協定に関する方針をヒアリングし、医師の勤務実態に即した対応を促すこと。
 - ⑤ 前月の時間外・休日労働が80時間を超える者から申し出があった場合には、面接指導を実施する必要があることから、必要な助言を実施することで、長時間労働をしている医師への面接指導の実施を促すこと。
- 継続的なフォローアップについて
- フォローアップを実施させていただいた結果、特に③から⑤については、現行法に抵触する可能性が疑われる事項があった場合、解消に向けた取組状況に関する継続的なフォローアップを実施させていただくことがあります。
- 適切な労務管理を支援する目的で実施されるものであり、支援内容を労働基準監督署指導監査部門へ情報提供することはありませんので、趣旨をご理解いただいたうえでご協力いただきますようお願い申し上げます。